

家族救慰金授与要綱の制定について（例規通達）

このたび、みだしの要綱を制定したが、これは、不幸にして埼玉県警察職員の家族が、職員の職務執行に基因して他人から危害を加えられ、そのために死亡し、もしくは重い傷害を負った場合に救慰金を授与し、もつて職員の救済慰労と士気の高揚に資することを目的としているので、部下職員に周知徹底し、遺憾のないようされたい。

家族救慰金授与要綱

（目的）

第1 この要綱は、埼玉県警察職員（以下「職員」という。）の職務執行に基因して、当該職員の家族が他人から危害を加えられ、そのために死亡し、または負傷した場合における家族救慰金（以下「救慰金」という。）の授与について必要な事項を定めることを目的とする。

（救慰金の授与）

第2 救慰金は、警察本部長（以下「本部長」という。）が、当該職員に授与する。

（救慰金授与の要件）

第3 加害行為が、次のいずれかに基因して行なわれたものであること。

- (1) 職員の正当な職務執行に伴う怨恨による場合
- (2) 職員の正当な職務執行を妨害またはけん制する意図による場合

2 被害の程度が、次のいずれかに該当すること。

- (1) 死亡した場合
- (2) 障害（地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第三に規定する障害等級第8級以上に該当する障害）が残る場合
- (3) 治療日数が1ヵ月以上を要する傷害で前記(2)に至らない場合

3 被害者が当該職員の配偶者、同居の父母または子（ただし、当該職員が単身赴任している場合の別居の父母または子および遊学のため別居中の子を含む。）のいずれかであること。

(救慰金の額)

第4 救慰金の額は、被害程度に応じ、別表に定める金額の範囲内で本部長が決定した額とする。

(報告)

第5 所属長は、救慰金の授与要件に該当すると認められる事案が発生したときは、救慰金授与事案発生報告書（別記様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、すみやかに本部長に報告すること。

- (1) 医師の診断書または検案書
- (2) 職員との続柄を証明する書類
- (3) その他本部長が必要と認める書類

(適用除外)

第6 職員の職務執行に違法もしくは著しい不当行為が認められたとき、その他救慰金を授与することがふさわしくないと本部長が認めたときは、救慰金は授与しない。

実施日

この要綱は、昭和48年6月11日から実施する。

実施日（平成18年7月11日監第737号）

この要綱は、平成18年7月11日から実施し、改正後の家族救慰金授与要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

実施日（平成30年12月5日文第421号）

この通達は、平成30年12月5日から実施する。

被害の程度		金額
死亡した場合		1,000,000 円
障害が残った場合	第 1 級	1,000,000 円
	第 2 級	900,000 円
	第 3 級	800,000 円
	第 4 級	720,000 円
	第 5 級	630,000 円
	第 6 級	550,000 円
	第 7 級	470,000 円
	第 8 級	400,000 円
負傷した場合	6 カ月以上	100,000 円
	5 カ月以上 6 カ月未満	60,000 円
	4 カ月以上 5 カ月未満	50,000 円
	3 カ月以上 4 カ月未満	40,000 円
	2 カ月以上 3 カ月未満	30,000 円
	1 カ月以上 2 カ月未満	20,000 円
負傷した場合の期間は、治療期間とする。		

別記様式

<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>埼玉県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: center;">(所属長 職 氏 名 印)</p> <p style="text-align: center;">救慰金授与事案発生報告書</p>	
<p>救慰金を受ける者</p> <p>階 級・分 掌</p> <p>氏 名</p> <p>生 年 月 日</p>	
<p>危害を受けた者</p> <p>住 所</p> <p>職 業</p> <p>氏 名</p> <p>生 年 月 日</p> <p>被授与者との続柄</p>	
<p>危害を受けた日時</p>	
<p>危害を受けた場所</p>	
<p>被害程度</p> <p>(死因・傷病名・ 被害部位・程度 等)</p>	
<p>危害を受けた事由 お よ び 状 況</p>	
<p>備 考</p>	